



要支援1・2、経過的要介護(※)及び要介護1～5の認定を受けている人で、在宅でのサービスをご希望の方は、

## 1ヶ月の利用限度額

の範囲で、1～3割の負担でサービスを利用することになります。

- 居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(いずれも介護予防サービスを含む)及び介護保険施設入所には適用されません。
  - 特定福祉用具の購入費と住宅改修費は、別に限度額が決められています。
- ※左記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。  
※介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の限度額が設定されます。

介護度	1ヶ月の利用限度額の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円分	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円分	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円分	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円分	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円分	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円分	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円分	36,217円	72,434円	108,651円

## 自宅での生活環境を整えるための「居宅サービス」

要介護1～5の人	要支援1・2の人
福祉用具の貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与	介護予防福祉用具の貸与 福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与

### 貸出しの対象(13種類)

- 手すり(据え置き型など工事をとらなわないもの)
- スロープ(工事をとらなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 車いす
- 車いす付属品(クッション、電動補助装置など)
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど)
- 床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- 自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)

要介護度によって利用できない品目があります。

- の用具は要支援1～2、要介護1～5すべての方が対象
- の用具は原則的に要介護2～5の方が対象
- の自動排泄処理装置は原則的に要介護4・5の方が対象

■ サービス費用の目安：用具の種類、貸与事業者によって異なります。

※詳細・ご不明点は、各市区町村介護保険窓口へお問合せ下さい。※介護保険制度の改正により、内容が変更になる場合がございます。